

平成21年10月に支払われる年金からの 町県民税の引き落とし(特別徴収)開始について

これまででは、町からの納税通知書により金融機関などで町県民税を納めていただいていたましたが、納税の利便性の向上や徴収の効率化を図るため、公的年金等を受給している方について、公的年金等から引き落とし納めていただく特別徴収が、平成21年10月15日に支払われる年金から開始されます。

○特別徴収の対象となる方

町県民税の納税義務者のうち、次の条件に該当する方が特別徴収の対象となります。

- 1 前年中に公的年金等の支払いを受けた方
- 2 当該年度の初日(毎年4月1日)において、国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方
- 3 老齢基礎年金等の年額が18万円を超えている方

右記の条件に該当していても、次の場合は特別徴収の対象となりません。

- 1 公的年金等に係る所得について税額が生じない場合
- 2 特別徴収対象税額が老齢

基礎年金等の年額を超える場合

3 岩美町の行う介護保険の

特別徴収対象被保険者ではない場合(介護保険法における住所地特例で他市町村の被保険者である場合や、1月1日以降岩美町から転出された場合)

○特別徴収が中止となる場合

特別徴収開始後、他市町村への転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、特別徴収が中止となり、普通徴収(納付書・口座振替)により納付していただくこととなります。

○特別徴収の対象となる税金
公的年金等所得の金額から計算した所得割額及び均等割額のみです。

給与所得や事業所得などの金額から計算した町県民税は、これまでどおり給与からの引き落とし(特別徴収)または普通徴収(納付書・口座振替)により納付していただきます。

○特別徴収の対象となる年金
老齢基礎年金または昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等から特別徴収されます。障害年金及び遺族年金などの非課税の年金からは特別徴収されません。

※10月に支払われる年金から町県民税が引き落とし(特別徴収)される方には、既に送付した納税通知書に記載いたしますので、再度ご確認ください。きますようお願いいたします。

問い合わせ先

財務課 課税係
73・1413

『気付いたら路線バスがない!』ということにならないように 路線バス等公共交通を利用しましょう!!



日本交通(株)より乗降調査において利用者が少ない次の便を平成22年春の時刻表改正において減便したいと申し出がありました。

【減便予定時刻】

蕨 島 6時48分発	中央病院経由	鳥取駅 8時 8分着
長谷橋 12時49分発		鳥取駅 13時50分着
鳥取駅 11時10分発	中央病院経由	蕨 島 12時30分着
鳥取駅 17時10分発		蕨 島 18時24分着

現在の時刻表で対象となる便です。継続される便については時刻変更をする予定ですが、皆さんが今後積極的にバスを利用された場合、減便を中止する場合があります。

気付いたら路線バス等公共交通がなくなっていたということにならないように、積極的に路線バス等公共交通を利用しましょう。

10月1日より日本交通(株)の路線バスは最高運賃額が700円となり、より皆さんに利用しやすいものとなりました。この機会にぜひご利用ください。

(例) 蕨島～鳥取駅区間 890円→700円
岩井温泉～鳥取駅区間 730円→700円)